

土 木 部

令和7年(2025年)2月19日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和6(2024)年度補正予算概要	1
2 令和7(2025)年度予算概要	2 ~ 12
3 函館市都市公園条例の一部を改正する条例の骨子	13 ~ 14

1 令和6（2024）年度補正予算概要

一般会計
[歳出]
商工費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
観 光 費	△70,000	湯の川地区活性化推進費減 △70,000	(国)湯の川地区活性化推進費 補助金 △35,000 (地方債)観光資源施設整備事 業債 △35,000

土木費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
道 路 橋 梁 総 務 費	5,476	道路管理行政費増 5,476 街路灯関係経費増 5,476	
道 路 橋 梁 維 持 費	9,206	ロードヒーティング維持費増 9,206	
道路橋梁新設改良費	△167,019	道路整備事業費減 △167,019 道路舗装事業費減 △93,801 ロードヒーティング修繕事業費減 △38,000 道路施設点検事業費減 △20,461 道路案内標識整備事業費減 △14,072 国道279号照明灯美装化事業負担金皆減 △685	(国)地方道路整備費補助金 △97,395 (地方債)道路整備事業債 △65,600 (その他)道路整備費負担金 △3,300
街 路 整 備 事 業 費	△272,264	街路整備事業費減 △272,264	(国)地方道路整備費補助金 △20,976 (地方債)都市計画事業債 △10,900 (その他)道路整備事業受託収 入 △237,104
公 園 費	4,037	戸井ウォーターパーク運営対策費 4,037	

[繰越明許費]
(追加)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	4 都市計画費	街 路 整 備 事 業	千円 75,188

2 令和7（2025）年度予算概要

一般会計

[歳出]

商工費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
観 光 費	401,000	函館山夜景魅力度向上事業費 8,000 湯の川地区活性化推進費 393,000 道路整備事業費 温泉通ほか1路線 (内訳別紙道路整備事業施行箇所一覧表 6ページ, 別添図面10ページのとおり)	(その他)観光振興基金繰入金 8,000 (国)湯の川地区活性化推進費 補助金 183,000 (地方債)観光資源施設整備事 業債 210,000

土木費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
道 路 橋 梁 総 務 費	199,480	街路灯関係経費 183,380 道路台帳補正業務委託料 16,100	(道)権限移譲事務交付金 257 (その他)道路占用料 97,567 (その他)臨時運行許可手数料 834
道 路 橋 梁 維 持 費	1,405,416	道路維持補修費 498,121 砂利道補修費 28,132 舗装道補修費 142,595 舗装道補修業務委託料 (債務負担行為分 101,674, その他) 区画線設置費 13,806 区画線設置業務委託料 (債務負担行為分) 防護柵補修費 8,939 道路施設補修費 32,810 側溝補修及び清掃費 68,481 円形管等補修及び清掃費 48,699 道路清掃費 49,428 道路清掃業務委託料 (債務負担行為分 4,749, その他) 草刈費 101,647 その他諸経費 3,584 除雪費 667,883 ロードヒーティング維持費 229,412 道路簡易舗装費 10,000 私道簡易舗装費	(国)地方道路整備費補助金 95,400 (その他)道路管理費負担金 685

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
都市計画総務費	1,198,731	都市公園管理委託料（債務負担行為分）	746,282 (国)空港周辺施設管理委託金
		白石公園管理委託料（債務負担行為分）	26,200 2,446
		すずらんの丘公園管理委託料（債務負担行為分）	36,314 (その他)公園使用料 29,605
		空港緑地志海苔ふれあい広場管理委託料 （債務負担行為分）	27,280 (その他)墓園使用料 9 (その他)駐車場使用料
		東山墓園関係経費	41,872 49,109
		東山墓園管理委託料（債務負担行為分）	41,758 (その他)墓園手数料 26,969
		その他諸経費	114 (その他)その他の雑入 15
		市民の森駐車場自動管理システム使用料	455
		函館駅周辺公共駐車場関係経費	40,846
		函館駅周辺公共駐車場管理委託料 （債務負担行為分）	13,600
		函館駅前広場駐車場自動管理システム使用料	843
		若松町駐車場用地割賦購入費 （債務負担行為分）	25,984
		若松町駐車場自動管理システム使用料	419
		函館駅前・西部地区花いっぱい業務関係経費	29,972
		函館駅前・西部地区花いっぱい業務委託料 （債務負担行為分）	29,832
		その他諸経費	140
緑樹帯等管理業務委託料	216,510		
サクラ環境対策費	33,000		
緑化推進費	50,731	緑の基本計画推進費	731 (地方債)函館山緑地整備事業
		緑化整備費	50,000 債 42,000
		函館山緑地整備事業 （内訳別紙公園等整備事業施行箇所一覧表 8ページ，別添図面11ページのとおり）	(その他)森林整備等対策基金 繰入金 8,000
街路整備事業費	796,353	街路整備事業費	796,353 (国)地方道路整備費補助金
		都市計画道路3・4・66号日吉中央通ほか2路線 （内訳別紙街路整備事業施行箇所一覧表 9ページ，別添図面12ページのとおり）	392,400 (地方債)都市計画事業債 300,900 (その他)道路整備事業受託収 入 85,053

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
公共施設整備事業費	109,600	公園等整備費 元町公園 (内訳別紙公園等整備事業施行箇所一覧表 8ページ, 別添図面11ページのとおり) 都市公園安全・安心対策整備費 都市公園長寿命化対策整備 改築 5公園	(国)都市公園安全・安心対策 整備費補助金 40,000 (地方債)公園整備事業債 69,600
公 園 費	156,422	公園施設維持管理費 熱帯植物園管理委託料 (債務負担行為分) 戸井ウォーターパーク管理委託料 (債務負担行為分) 恵山シーサイドパークゴルフ場管理委託料 (債務負担行為分)	(その他)公園使用料 52,004

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
函館駅周辺公共駐車場管理委託料 (棧 橋 駐 車 場) (函 館 駅 前 広 場 駐 車 場) (若 松 町 駐 車 場)	令和8(2026)年度から 令和12(2030)年度まで	76,660

令和7（2025）年度 道路整備事業施行箇所一覧表

<道路舗装, 道路改良（湯の川地区活性化推進費分）>

図面 番号	路 線 名	施 行 箇 所	道 路 舗 装	道 路 改 良	摘 要
			延 長(m)		
1	温 泉 通	湯川町1丁目16～湯川町3丁目19	308	測量調査1式 支障物件移転等補償1式	2次改築
2	湯 川 1 - 25 号 線	湯川町1丁目6～17	520	測量調査1式 支障物件移転等補償1式	2次改築

<道路舗装, 道路改良>

図面 番号	路 線 名	施 行 箇 所	道 路 舗 装	道 路 改 良	摘 要
			延 長(m)		
3	弥 生 坂 通	弥生町19～4		測量調査1式	
4	日 暮 し 通	谷地頭町10～青柳町5	199		オーバーレイ
5	旭 広 路	東雲町3～大森町8	370		2次改築
6	大 森 浜 通	大森町4～東雲町9	230		オーバーレイ
7	若 松 14 号 線	若松町24～23		測量調査1式	
8	若 松 17 号 線	若松町27～35		測量調査1式	
9	万 代 13 号 線	万代町5～7	160		2次改築
10	堀 川 広 路	堀川町7～の場町7	868		2次改築
11	宇 賀 浦 4 号 線	宇賀浦町10～高盛町7	251		オーバーレイ
12	白 楊 通	日乃出町26～22	258		オーバーレイ
13	杉 並 5 号 線	杉並町19～15	228		2次改築
14	五 稜 郭 20 号 線	梁川町22～五稜郭町2	72		2次改築
15	内 環 状 通 2 号	人見町16～乃木町8	385		オーバーレイ
16	人 見 30 号 線	人見町12～13	138		2次改築
17	湯 川 3 - 15 号 線	湯川町3丁目14～戸倉町316	119		2次改築
18	日 吉 が 丘 通 2 号	日吉町2丁目40～29	289		2次改築
19	日 吉 4 - 11 号 線	日吉町3丁目31～山の手2丁目20		測量調査1式	
20	上 湯 川 43 号 線	高松町575～上湯川町301	165		2次改築
21	上 湯 川 63 号 線	上湯川町53～55		測量調査1式	
22	上 湯 川 67 号 線	上湯川町54～63		測量調査1式	
23	上 湯 川 68 号 線	上湯川町54～56		測量調査1式	
24	富 岡 1 - 40 号 線	富岡町1丁目26	40		
25	富 岡 2 - 15 号 線	富岡町2丁目21～22		測量調査1式	
26	放 射 4 - 1 号 線	本通3丁目6～本通2丁目14	365		2次改築
27	本 通 4 - 21 号 線	本通4丁目20～19		測量調査1式	
28	東 山 墓 園 通	鍛冶2丁目22～神山3丁目1	411		オーバーレイ
29	神 山 3 - 10 号 線	神山3丁目57～48	75		2次改築
30	東 山 2 - 17 号 線	東山2丁目33～18	154		2次改築
31	美 原 1 - 34 号 線	美原1丁目28～30		測量調査1式	
32	美 原 1 - 36 号 線	美原1丁目31～27		測量調査1式	

図面 番号	路 線 名	施 行 箇 所	道 路 舗 装	道 路 改 良	摘 要
			延 長(m)		
33	桔 梗 中 央 線	桔梗町379～桔梗3丁目1		測量調査1式	
34	桔 梗 37 号 線	桔梗町379～431	322		オーバーレイ
35	桔 梗 川 中 通	桔梗5丁目18～桔梗4丁目20	71		2次改築
36	桐 花 通	昭和1丁目27～昭和3丁目10	310		オーバーレイ
37	昭 和 2 - 7 号 線	昭和2丁目18～19	15		2次改築
38	昭 和 3 - 9 号 線	昭和2丁目46～昭和3丁目2		測量調査1式	
39	昭 和 4 - 11 号 線	亀田港町37～3	71	支障物件移転等補償1式	2次改築
40	亀 田 本 町 7 号 線	亀田本町18～26		測量調査1式	
41	亀 田 本 町 76 号 線	亀田本町26		測量調査1式	

<ロードヒーティング修繕>

図面 番号	路 線 名	施 行 箇 所	延 長(m)	摘 要
42	弥 生 坂 通	弥生町19～4		測量調査1式
43	日 暮 し 通	谷地頭町10～青柳町5	199	

令和7（2025）年度 公園等整備事業施行箇所一覧表

<緑化整備>

図面 番号	施 行 箇 所	内 訳			
		整 備 概 要	用地買収	支 障 物 件 移 転 等 補 償	そ の 他
1	函 館 山 緑 地	遊歩道整備 旧登山道コース 転落防止柵 24m エゾダテ山コース 木製土留 45m 木製階段 25m 法面整備 落石防護網設置 492m ²	m ²		

<公園等整備>

図面 番号	施 行 箇 所	内 訳			
		整 備 概 要	用地買収	支 障 物 件 移 転 等 補 償	そ の 他
2	元 町 公 園	石積改修 1式	m ²		

令和7（2025）年度 街路整備事業施行箇所一覧表

図面 番号	路 線 名	施 行 箇 所	内 訳			
			街路築造	用地買収	支 障 物 件 移 転 等 補 償	そ の 他
1	都市計画道路3・4・66号日吉中央通	湯川町2丁目28 ～日吉町1丁目12	m 280	m ² 1,194	建物9戸，その他	測 量 調 査 1 式 建 物 等 調 査 1 式
2	市 道 公 園 通 2 号 (無電柱化推進計画事業)	東雲町6～若松町1				電 線 共 同 溝 工 1 式 測 量 調 査 1 式
3	都市計画道路3・4・47号文教通 受託事業(北海道)	高丘町109～101		86	建物2戸，その他	

令和7(2025)年度
道路整備事業施行箇所図

縮尺 1:50,000



令和7（2025）年度
公園等整備事業施行箇所図

縮尺 1:60,000

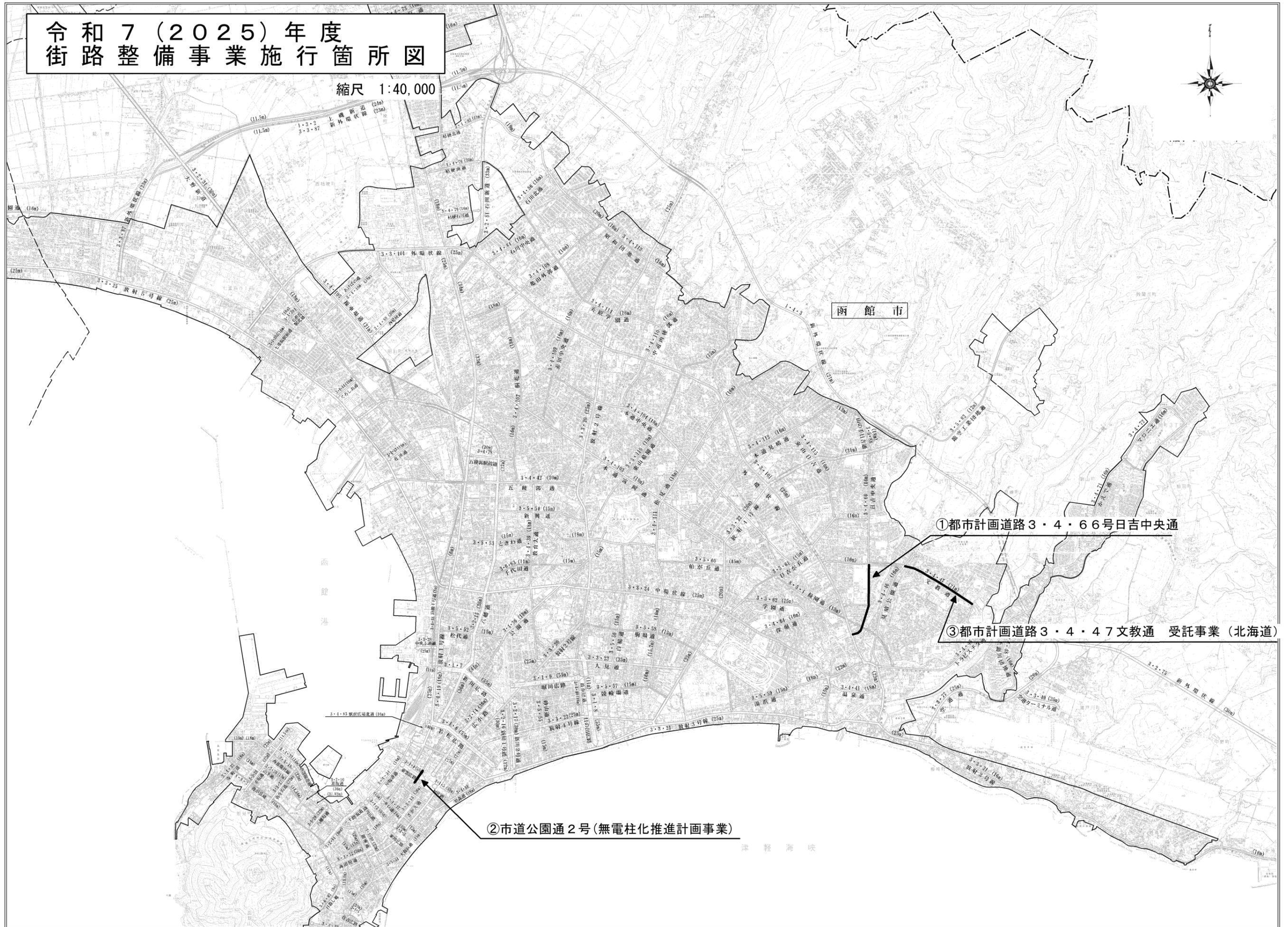


② 元町公園

① 函館山緑地

令和7(2025)年度 街路整備事業施行箇所図

縮尺 1:40,000



①都市計画道路3・4・66号日吉中央通

③都市計画道路3・4・47文教通 受託事業(北海道)

②市道公園通2号(無電柱化推進計画事業)

3 函館市都市公園条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い規定を整備するため。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

函館市都市公園条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(園路および広場)</p> <p>第2条の10 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等（移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する園路および広場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。第1号および第2号において「移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路および広場をいう。）を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等および移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。第6号および第2条の13第1項第2号において同じ。）を敷設すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(園路および広場)</p> <p>第2条の10 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等および移動等円滑化法施行令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。第6号および第2条の13第1項第2号において同じ。）を敷設すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>